

宮城県高度情報化推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、宮城県高度情報化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、宮城県の産・学・官・民が協力連携し、県全体の高度情報化を推進し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高度情報化に関する調査研究事業
- (2) 高度情報化に関する情報提供・情報交流事業
- (3) 高度情報化に関する普及啓発事業
- (4) 高度情報化に関する人材育成事業
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、一般会員と特別会員をもって構成する。

- 2 一般会員は、協議会の目的に賛同する地方公共団体、各種団体、企業等とする。
- 3 特別会員は、協議会の目的に賛同する研究機関、学識経験者及び特定非営利活動法人等、会長が協議会の目的のため特に必要と認めた者とする。

(入退会等)

第5条 協議会に入会を希望するものは、会長が別に定める所定の申込書により、会長に必要事項を届け出なければならない。

- 2 会員は、前項の規定による届け出の内容に変更があった場合には、会長が別に定める所定の変更届により、会長に必要事項を届け出なければならない。
- 3 会員は、会長が別に定める所定の退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。
- 4 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると会長が認めた会員は、その資格を喪失する。
 - (1) 死亡（個人会員の場合）又は倒産若しくは解散（法人又は団体会員の場合）したとき。
 - (2) 所在不明若しくは音信不通又は会費を納入しないなど、会員としての活動に著しい支障があるとき。
 - (3) 偽りその他不正の行為があったとき。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- 会長 1人
- 副会長 2人
- 監事 2人

2 役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(顧問)

第8条 協議会の運営に必要な助言を受けるため、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成し、毎年1回通常総会を開催する。ただし、会長が特に必要と認める場合は、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。ただし、会長が適当と認めた場合には、書面又は電子メール(以下「書面等」という。)による開催とすることができる。
- 3 通常総会は、規約等の改廃、事業計画、収支予算その他協議会の活動に関する重要事項について審議する。
- 4 臨時総会は、前項に規定する事項も含め、特に必要とする事項について審議する。
- 5 総会においては、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。
- 6 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、第2項の規定により、書面等による開催とした場合、「出席者」とあるのは、「会長の指定した期日までに書面等の提出等がなされた者」と読み替えるものとする。
- 7 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、会長が別に定める所定の委任状を

会長に提出することにより、他の会員を代理人として議決に関する事項を委任することができるものとし、その場合、出席した代理人を前項中の「出席者」とみなすものとする。

- 8 監事は、総会において、意見を述べることができる。
- 9 会長が必要と認めた場合は、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 10 このほか、総会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第11条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長、副幹事長及び幹事は、会長が指名する。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 幹事会は、次の事項について協議する。
 - (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 協議会の業務に関する事項の企画・立案
 - (3) 部会の設置に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 5 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。ただし、幹事長が適当と認めた場合には、書面等による開催とすることができる。
- 6 幹事会においては、幹事長が議長となる。ただし、幹事長が欠席の場合は、副幹事長のうちあらかじめ幹事長が指名する者が議長となる。
- 7 幹事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、第5項の規定により、書面等による開催とした場合、「出席者」とあるのは、「幹事長の指定した期日までに書面等の提出等がなされた者」と読み替えるものとする。
- 8 やむを得ない理由のため幹事会に出席できない幹事は、幹事長が別に定める所定の委任状を幹事長に提出することにより、会員である法人又は団体（以下「会員法人等」という。）に所属する幹事の場合は会員法人等内の他の者を、個人の場合は他の幹事を、代理人として議決に関する事項を委任することができるものとし、その場合、出席した代理人を前項中の「出席者」とみなすものとする。
- 9 幹事長が必要と認めた場合は、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 10 このほか、幹事会の運営について必要な事項は、幹事長が別に定める。

(部会)

第12条 専門的分野の事項を検討するため、必要に応じ部会を設置することができる。

- 2 部会の設置、構成及び運営について必要な事項は、幹事長が幹事会の議を経て別に定める。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第14条 協議会の事業を遂行するために必要な経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会費については、別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、宮城県企画部デジタルみやぎ推進課に置く。

2 事務局に、事務局長、出納責任者及び事務局員若干名を置く。

3 事務局長は、デジタルみやぎ推進課長をもって充てる。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、協議会の設立の日から施行する。

2 協議会の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立の日から平成11年3月31日までとする。

3 協議会の設立当初の役員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成13年度通常総会の日までとする。

附 則

1 この規約は、平成23年8月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(役員の任期)

2 この規約の施行の前に選任された役員（監事を除く。）の任期は、改正前の第7条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。また、改正後の第6条第2項の規定により選任される役員（監事を除く。）の選任当初の任期は、同第9条第1項の規定にかかわらず、選任の日から平成27年度通常総会の日までとする。

(改正前に設置された部会の廃止)

3 この規約の施行の前に設置された部会は、改正前の第10条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日をもって廃止するものとする。

附 則

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。